［項を削る。］

調理冷凍食品（冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る。）	実比率を下回らない五の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して表示する。
衣の率（冷凍魚フライにあっては五十パーセント（食用油脂で揚げたものにあっては六十パーセント）、冷凍えびフライにあっては五十パーセント（食用油脂で揚げたものにあっては六十五パーセント、食用油脂で揚げたもの以外のもので頭胸部及び甲殻を除去し、又はこれから尾扇を除去した一尾当たりのえびの重量が六グラム以下のものにあっては六十パーセント）、冷凍いかフライにあっては五十五パーセント（食用油脂で揚げたものにあっては六十パーセント）、冷凍かきフライにあっては五十パーセント（食用油脂で揚げたものにあっては六十パーセント）、冷凍コロッケにあっては三十パーセント（食用油脂で揚げた	